



阪神・淡路大震災におけるテント村の形成と消滅： 災害後に“住み残る”ことの困難

相澤，亮太郎

(Citation)

兵庫地理, 52:39-46

(Issue Date)

2007-03-31

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002459>



阪神・淡路大震災におけるテント村の形成と消滅

—災害後に“住み残る”ことの困難—

相澤亮太郎

1. はじめに

死者 6434 人、負傷者 43792 人、全半壊 249180 棟¹⁾という大災害をもたらした 1995 年の阪神・淡路大震災以降、日本国内において大規模な都市災害への備えが進められている。その一つとして、首都圏での復興マニュアルの整備²⁾を挙げることができる。2003 年に東京都が公表した「東京都震災復興マニュアル」では、地域住民による「地域復興協議会」が復興計画を推進・立案する主体となつて、地域内に仮設住宅や店舗を設置する「時限的市街地」を導入しながら復興に取り組むプロセスが示されている。これは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、前住地から離れずに暮らし続けるための方策が盛り込まれたものである。震災によって失った家屋の自力再建ができない被災者には、避難所から応急仮設住宅へ、さらに災害復興公営住宅等へと移り住む形での生活復興策が提供された。応急仮設住宅や災害復興公営住宅は、必要数を満たすことが最優先され、郊外の住宅開発用地や埋立地に大量に建設された。そのため被災者は生活圏から離れた地域への度重なる転居を強いられ、震災前の多くのコミュニティが解体されたことや、地域経済の復興を遅らせたこと等の問題点が指摘されてきた（塩崎ら,1999）。これらの問題は、大規模な区画整理や再開発による復興都市計画と並行して、被災者の生活復興を画一的に進めようとした復興施策の矛盾から生じたという側面があった。しかし、阪神・淡路大震災の被災地において、少数ながら「前住地から離れない」ことを頑なに主張したテント村があった。

テント村とは、指定避難所をはじめとした屋根や壁のある建物内ではなく、公園や空地にテント等を設置して避難場所とし、避難生活の拠点としたものを指す。阪神・淡路大震災後には数多くのテ

ント村が形成されたが、テント村に関連する資料は、仮設住宅や復興住宅に関する資料に比べて少ない。震災から 10 年以上が経過した被災地では、震災資料を収集する専門機関が設置され、膨大な数の資料が収集され³⁾、書籍や報告書のみならず、ボランティア団体のチラシ等に至るまで、膨大な震災資料のデータベース化が進んでいる。しかし、非正規な避難所として位置づけられたテント村に焦点を当てた研究報告は数えるほどであり⁴⁾、行政資料から読み取ることも困難である。

そこで本稿では、まず震災直後の避難者数統計に着目し、避難者数統計の背後にある問題点や地域的な差異から、テント村が形成された背景を検討する。そして、テント村に関する研究報告や記録からテント村の実態を示しながら、阪神・淡路大震災の被災地において前住地に“住み残る”ことがいかに困難であったのかを明らかにした上で、東京都の復興マニュアルを批判的に検討したい。

2. 避難者数推移統計の背景

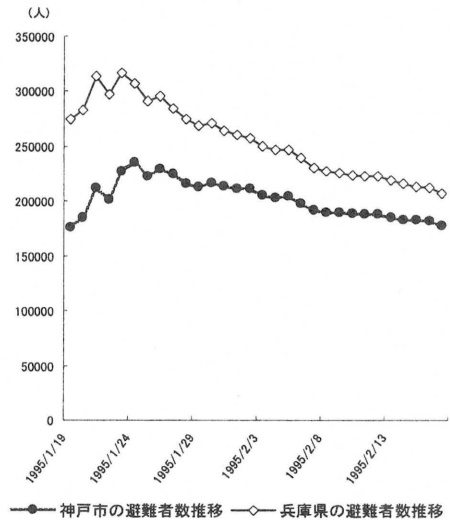
阪神・淡路大震災の被災者に関する統計について、石井ら（1996）は、「大震災から半年余が経過したが、なお被災地域の実情に関して信頼するに足る統計資料はいまだ乏しい」と指摘している。つまり、行政から発表された統計数値であっても、正確な避難者の状況を示しているわけではない。避難者数に関しては「ピーク時の 1 月 23 日には、兵庫県下で 31 万人を越える避難者」というデータが広く知られているものの、その数値の背景には地域差や被害状況の個人差、統計方法に関する問題等がある。阪神・淡路のような大規模災害下の避難行動の実態を捉えるためには、地域ごとの被災状況の違いや避難者数の把握時期、把握方法の違いを踏まえる必要がある。そこで、まずはじめ

に震災から一年後に兵庫県から刊行された記録を元に、1995年1月19日から2月17日までの1ヶ月間の避難者数推移の統計を捉える上で最低限考慮すべき問題点を示したい（第1図・第2図）。

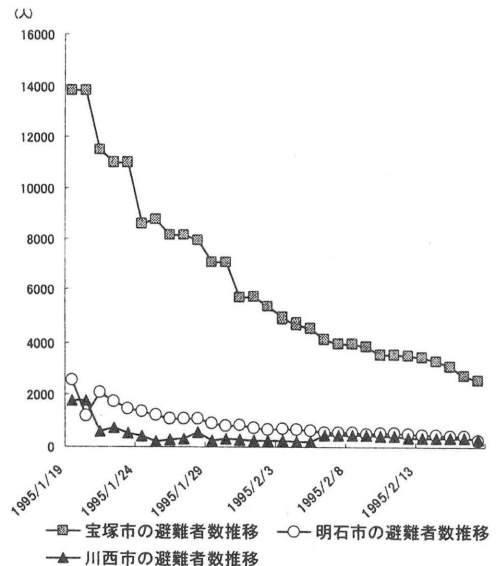
まず第一に、避難者数の把握に相当な時間がかかったという点である。兵庫県の記録は1月19日から示されているが、神戸市内を中心に、震災から数日～数週間を経て確認・指定された避難所（民間施設やテント村を含む）が多数あり、実際の避難者数ピークが23日であったという確証を得ることができない。指定避難所においても、震災直後の混乱状況から避難者数を正確に把握することが困難であったことや、避難所に入りきらなかった避難者を集計する有効な手立てがなかったこと等も考慮する必要がある。一方で、神戸市ほど避難者数が膨大ではなかった宝塚市や川西市、明石市等では、震災後の初期の段階において避難者数が比較的正確に把握されており、これらの自治体における避難者数のピークは概ね1月19・20日であった⁵⁾。

第二に、避難者数の把握方法に関する問題がある。西宮市や芦屋市では、100～500単位の概数による把握が一定期間続いていることや、神戸市では少なくとも震災直後から一ヶ月以上、各避難所から申請された弁当の要求数の合計を避難者数としてカウントしていたことを考慮する必要がある。インフラや食料品の供給が断絶したことによって、震災後に自宅に留まった人びとも食糧を必要としており、そのため避難所に宿泊している人数と弁当の配布数を区別するために「夜間就寝者数」という数字が用いられるようになる。ところが、神戸市において弁当要求数と就寝者数を区別するようになるのは、発災から一ヶ月以上経ってからのことである。神戸市灘区内では、避難所内の避難者数の数倍に及ぶ弁当が必要とされ、テント村や避難所が周辺住民への食料配給の拠点化していたとの記録が残されているが（岩崎ほか、1995）、発災直後の多様な避難行動を正確に区別して把握するのは困難であったと考えられる。

第三には、避難者数の減少傾向に着目したい。たとえば伊丹市や川西市、明石市、神戸市西区や

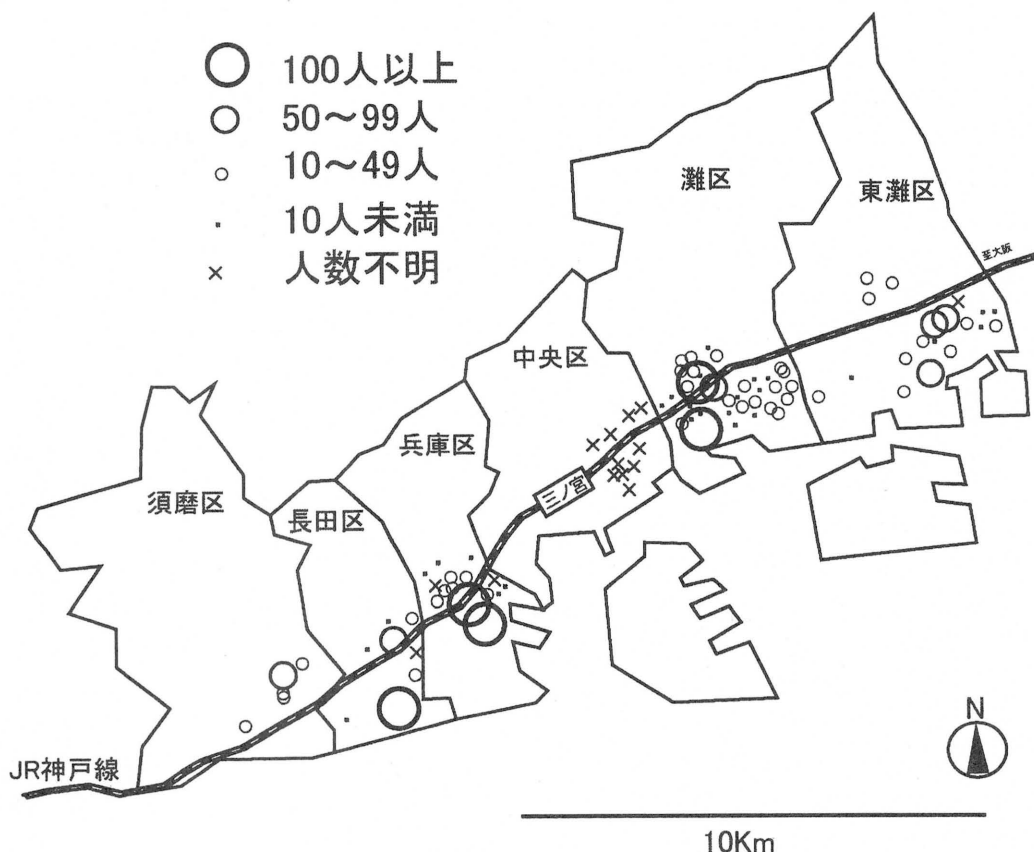


第1図 神戸市と兵庫県の避難者数推移
(1995年1月19日～2月17日)
資料：兵庫県（1996）



第2図 宝塚市、明石市、川西市の避難者数推移
(1995年1月19日～2月17日)
資料：兵庫県（1996）

垂水区等では、決して被害が小さかったわけではないが、避難者数は震災直後をピークとして漸減していく。荻野（1999）は、全壊・半壊・一部損壊を問わず、発災から数日を経た段階で8割前後の人々が避難所や親戚・知人宅等に避難したことを



第3図 神戸市内におけるテント村の分布

資料：情報センター（1995）：「全神戸（東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区）テント村一覧表」より筆者が作成

示している⁹⁾。比較的被害が軽度であったにもかかわらず避難する被災者がいた理由について荻野は、インフラの寸断による生活面の不便さと余震不安を挙げているが、これらの地域では、余震不安やインフラ断絶による生活不安や食糧確保のための避難者が相対的に多く、自宅に戻ったり被災地外に転出する等によって避難者数が漸減していったと考えられる。一方、神戸市須磨区から尼崎市の避難者数推移からは、避難者数のピークを越えた後に避難者が減らない状況が示されており、多くの被災者が避難所から自宅に戻ることや、何らかの方法で被災地を離れることに困難を抱えていた状況を示している。

以上三点の指摘は、「ピーク時の1月23日には31万人以上の避難者」という数値の正誤を確認するものではない。避難者数統計の問題点は、行政

の災害対応能力をはるかに超えた被害が発生したことに起因している、ということを示すためのものである。つまり、避難所に収まりきらない避難者が発生する程、甚大な被害があった地域において避難者数の把握に大きな困難が生じているのである。そうした甚大な被害状況は、テント村が発生する大きな要因となった。次章では、テント村に関するいくつかの資料から、指定避難所等とは異なる状況に置かれたテント村の実態を示したい。

3. 避難所とテント村

神戸市内では須磨区、長田区、兵庫区、中央区、灘区、東灘区にテント村が形成されていた（第3図）。神戸市以外では、芦屋市と西宮市が発行した記録に示された避難所一覧に「〇〇公園」等の記述を見出せることから、テント村の存在を確認す

ることができる。一方、それ以外の自治体の記録からテント村の存在を確かめることはできない。神戸市、芦屋市、西宮市以外では、ほとんどの避難者が学校をはじめとした公共施設等、屋根と壁のある何らかの施設に避難したことが考えられる。

テント村を形成した住民は「学校等の避難所がいっぱいだった」、「自宅から離れられなかった」、「避難所は規則等が厳しかった」等の理由を示している。大橋ほか（1995）によれば、地震後 1,2 日でテント村の母体となる避難者の集まりがみられたというが、3 月になってテント村に暮らす人が増えたという報道もなされており（読売新聞,1995）、「何らかの理由で屋根のある避難所に入ら（れ）なかった避難者」がテント村を形成したと言える。つまりテント村は特別なものではなく、学校等の指定避難所と対の存在として捉える必要があることが分かる。

またテント村の形成状況は、地域ごとに多少異なっている。西宮市では、全国から集まったボランティアの組織化が進められ、ボランティアが公園等の避難者を指定避難所に誘導する役割を果たしたとされており⁷⁾、テント村はごく少数にとどまっている。また芦屋市の津知公園では近隣住民 120・150 名、長田区の南駒栄公園ではベトナム人を含む 250 名以上の避難者が集まり、大規模なテント村を形成した反面、灘区のように小規模なテント村が散在する地区もあった。

柏原（1998）は、1995 年 11 月時点において、神戸市灘区の都賀川公園（JR 線以南）において近隣の商店主者らが仮設店舗を営む「仮設商店街」の様相を呈していた状況や、同区内の石屋川公園や大和公園にはボランティア施設としての機能を持ったテントが設置されていた状況を記録しており、多様な機能を備えたテント村が形成されていたことが分かる。また寺川（1995）が記録した兵庫区の門口公園（面積約 3000 m²）テント村の人々の多くは、近隣の小学校にいったん避難したが一杯で入れず、知り合いが集まっていた公園に着の身着のままで集まった人々であり、1995 年 5 月には 52 世帯 79 名が暮らしていた。公園での生活は長引き、居住環境の改善等に取り組んできたが、

応急仮設住宅の第 5 次募集に当選し、8 月までには仮設住宅に転居していったという。テント村を出る際、子どもの持病を診るかかりつけ医から離れられない母親の嘆きや「ここで近所同士で助け合ってきたのになんでまた仮設で知らん人ばかりの中で住まんといかんのや。近所一固まりで何で移られへんのや」というお年寄りの声が寄せられており、テント村が形成された自宅近くから離れることの困難さが示されている。

寺川ら（1995）が行ったテント村実態調査⁸⁾では、将来展望に関して、テント村の人々は元の住宅を補修するなり建て替えるなりして前住地に住み続けたいという将来展望を持つ傾向が見られるのに対して、学校等の施設に避難していた人々は県営や市営住宅を借りる、または将来展望を持っていないという傾向が見られた。つまり、テント村に避難した人々は“住み残る”意思を相対的に強く有していたことが分かる。

しかし多くのテント村は、1995 年 8 月 21 日の災害救助法打ち切りや応急仮設住宅の第 5 次募集などを契機として消滅していくことになる。自力再建を成し遂げるケースや応急仮設に応募するケース、民間の賃貸住宅への転居等を通じてテント村の人口が減少したことで、テント村の維持が困難になったことに加え、公園の開放を求める行政側や周辺住民との軋轢が大きくなっていったことも大きな理由として挙げられる。避難場所であったはずのテント村が、いつの間にか「不法占拠」に変わっていくという状況において、須磨区の北中島公園、長田区の南駒栄公園、兵庫区の本町公園等、一部のテント村の人々は居住権を求める運動の中心となり、行政との対抗関係を維持しながら、長期間にわたって公園での暮らしを続けたのである。

4. “住み残る”ことの困難

震災直後から被災者の支援活動を展開した神戸 YWCA（2005）は、神戸市中央区にあった会館に救援センターを立ち上げて近隣の避難者を受け入れると同時に、ボランティアの受入れ、物資や情報の提供、外国人のための相談窓口開設をはじめ

とした被災者救援活動に取り組んだ。また行政の登録から漏れた避難所の実態を調べ、避難者数が1・2名の避難場所や要援護世帯を見つけて支援し、保健所との連携等に努めた。また災害救助法の適用が終了した8月以降も、公園の不法占拠者として扱われるテント村生活者の支援活動を続けた。記録には「役所には、神戸YWCAが助けているから灘区だけ公園の住人が多いなどと言われた」、「最初の頃は役所に行くと言ったが、3回目くらい以降に、これ以上もう私設避難所を探さないでくれ、そこの人々には避難所に行くように説得して欲しい、と言われた。これが怒りとなって、救援センターのエネルギーに繋がった。冷たい対応をされた人もいて、いよいよ火に油を注がれるかっこうになった。私たちの働きの対象を絞るきっかけとなった。」と記され、テント村の支援を通じて被災者の居住権の問題に取り組む支援団体の姿が浮かび上がる。

長田区南部にある南駒栄公園には、100人以上のベトナム人を含む250名余りの人々がテント村を形成した(田村圭司ほか、1996)。1980年代にポートピープルとして来日したベトナム難民らの多くは、長田区周辺のケミカル・シューズ産業等に従事していたとされている。震災後には、言葉の壁の問題等もあって避難生活は困難を極め、数少ない情報を頼って多数のベトナム人が集まったという。南駒栄公園に避難していた日本人との間で、文化の違い等から来る摩擦や衝突もあったが、ボランティア等の支援も受けながら巨大なテント村が運営された。

須磨区にあった西中島公園テント村の記録『西中島公園ニュース・縮刷版』からは、テント村に暮らし続けた人々の苦悩や苦闘を窺い知ることができる。発災から1年2ヶ月余りを経た1996年3月12日付けの「下中島公園北ニュース」第1号には、テント村や旧避難所に関する行政からの記者発表の内容、他の公園における仮設トイレの撤去への抗議、テント村から離れられない住民の声、そして支援の呼びかけが掲載されている。それ以降の号においても、行政の対応や他のテント村に関する情報、関連する新聞記事や被災者や支援者

の声を伝え続け、希望する場所以外の転居を受け入れないことや行政による公園からの追い出しに反対する主張を、1998年2月の最終号(第16号)に至るまで何度も呼びかけている。

テント村に残った一部の人は、仮設住宅の居住者を含む被災者全体の居住の権利を代表する形で、被災者運動を展開する。寺川(1996)は、被災者運動の中心を担った兵庫区の本町公園の変遷について整理し、①震災直後に食料やテントの設営を要望した「支援・援助要請期」(1月)、②テント村の環境を改善した「応急居住環境改善期」(2・3月)、③公園内に仮設住宅の設置を要望し、プレハブ住宅を自力調達した「自力居住環境整備期」、④周辺地域の人々を巻き込み被災者の抱える問題の共有化を試みる「居住環境改善運動への展開期」と、4つのフェーズに区分している。本町公園では、自力での環境整備の取り組みの延長として"住み残る"ための仮設住宅設置の要望に取り組み、そこからさらに周辺地域の人々との連帯を試みながら運動を展開している。このような展開を可能とした本町公園テント村におけるリーダー的人物の存在や周辺地域との連携という条件は、必ずしも他のテント村と同じだったわけではなく、むしろ稀少なケースであった。

2000年から2001年にかけて阪神・淡路大震災の被災地を調査した「阪神淡路大震災 市民による復興検証会議」によれば、公営住宅をはじめとする恒久住宅に移行する1998年以降の下中島公園テント村の取り組みは、「生活破綻なき居住の継承性を担保するためのコミュニティ形成を見据えた地域被災者のネットワーク活動」を志向し、「仮の住まいにおける生活権・居住権の運動から、終の住まいにおける持続的なコミュニティ形成および自治の運動へとシフトする転換期」をむかえたとしている。須磨区の下中島公園テント村の人々の多くは、JR鷹取工場跡地北側に建設された公営住宅に入居し、その後は活発な自治会活動・コミュニティ活動に取り組んでいるという。こうした活動は、"住み残る"ための運動の結果として取り組まれたものであり、一部のテント村の人々の取り組みが地域全体の取り組みとして拡大化したもので

あるといえる。しかし、30 万人以上の避難者、約 18 万の全壊世帯、5 万戸弱の応急仮設という被災の全体像から考えれば、本町公園や下中島公園のように、避難者が"住み残る"ことを通じて地域づくりに取り組むことができたのは、ごく限られた例であった。

5. おわりに

避難者数の把握に大きな困難が生じた阪神・淡路大震災のように、行政の災害対応能力をはるかに越えた災害が起きた場合、指定避難所に収まりきれないほどの避難者が発生する。学校等の避難所に収まりきらなかった阪神・淡路の避難者たちは、近隣の公園等にテント村を形成し自力で居住環境の整備に取り組んだ。「自宅から離れられない」、「避難所は暮らしにくい」と指定避難所からテント村に移る避難者も少なくなかった。しかし、発災から数ヶ月、半年と時間を経るごとにテント村は減少し、多くの人々は自力再建や応急仮設への応募、民間賃貸住宅への転居を通じてテント村を出た。テント村の生活環境の厳しさに加えて、1995 年 8 月 21 日の災害救助法の打ち切りや行政・近隣住民との軋轢等、社会的な要因による公園の「暮らしにくさ」が増大する中、一部のテント村の人々は被災者全体の居住の権利を獲得する運動の中心となって、"住み残る"ための取り組みを続けた。だが実際には、前住地に"住み残る"ことができた避難者よりも、"住み残る"ことができなかった避難者の方がはるかに多かったのである。

冒頭に示した東京都の復興マニュアルでは、事前に、または災害直後に地域復興協議会を結成した地域のみ「時限的市街地」を設置・運用することが許されるとされている。しかし、指定避難所に収まりきれない避難者が出るほどの被害が出た場合は、被災地内に多数のテント村が形成される可能性がある。そうした状況に直面しながら、どれほどの地域が協議会を設置し、地域が丸となって復興に取り組むことができるのであろうか。同マニュアルでは、地域の復興組織を結成できない場合、行政主導による復興や個人による独自復興の道筋が示されている。しかし、西中島公園の例

のように、テント村の居住環境を改善する取り組みから地域全体のコミュニティ活動に展開した例もある。復興協議会を結成できないことを理由にして、"住み残る"意思を持つ人々を切り捨ててしまうような復興のあり方は、阪神・淡路の教訓を活かしたことになる。また災害直後から住民主体の復興体制を要求するのは、被災して多くを失った人々に対して過酷な課題を課すことになる。地域復興協議会の結成を前提とせず、避難所やテント村等の避難者の状況に柔軟に対応できるような、「時限的市街地」を実現するための法整備や制度の拡充が進められない限り、阪神・淡路の被災地と同様に、災害後に"住み残る"という点において著しい困難が生じる可能性が高いのである。

ミシェル・ド・セルトーは、権力による監視や支配のための「戦略」に対して、他者の場所を巧みに占領しながら権力に抵抗する民衆の「戦術」を見出したとされる（森,2006）。被災者を代表する形で居住権を獲得する運動を展開した一部のテント村の取り組みは、まさに"住み残る"ための「戦術」でもあった。しかし、被災した全ての人々が、積極的な「戦術」を展開できたわけではない。地域復興協議会による「時限的市街地」を想定する都の復興マニュアルは、災害を乗り越えるために行政側が想定した「戦略」であり、阪神・淡路の被災地におけるテント村の人々が展開したような「戦術」は想定されていない。阪神・淡路大震災から 10 年以上が経過した神戸市では、人口の回復や都市整備という点での復興は進んだものの、被災者を集約した復興公営住宅の高齢化や、再建されないまま取り残された多数の空き地、再開発後の地域づくり等、今後取り組むべき課題も少なくない。そうした課題の背景には、"住み残る"ことができずに、多くの被災者が前住地を離れ、転居を繰り返さざるを得なかった避難生活や生活復興の問題がある。本稿を通じて振り返った阪神・淡路のテント村の実態から言えることは、大災害の後にも人々が前住地に"住み残る"ことを可能にしながら、復興を成し遂げるための柔軟かつ多様な「時限的市街地」のあり方が必要とされているということである。

付記

本稿の作成にあたり、神戸大学現代 GP「震災教育システムの開発と普及－阪神淡路大震災の経験を活かして－」の支援を頂いた。資料収集にあたっては神戸大学付属図書館「震災文庫」の協力を得た。記して感謝したい。

注

- 1) 2005 年、消防庁調べ
- 2) <http://www.metro.tokyo.jp/SAIGAI/SAITAI/SHOUSAI/x0d4e100.htm> (2007 年 3 月 8 日閲覧)
- 3) 人と防災未来センター資料室や、神戸大学付属図書館震災文庫等がある。
- 4) 寺川 (1996)、塩崎 (1999)、岩崎 (1995)、小島 (1995)、大橋ほか (1995)、柏原 (1998)、ボンの会 (1995a, 1995b, 1996)、田村ほか (1996) 等がある。
- 5) 2004 年の新潟中越地震では、本震後に発生した震度 5・6 程度の余震による不安によって避難者が増加したため、本震後にも避難者数のピークが複数回出現している。(内閣府, 2006)。
- 6) 震災直後から 8 月末までの約 7 ヶ月間の移動・転居先に関する 473 名の回答にもとづく。
- 7) 渥美公秀は、西宮市内においては震災ボランティアが組織化されて避難者を誘導する役割を担った一方で、芦屋市や神戸市等では、ボランティアがテント村の形成や維持に関わったと指摘している。「行政と災害ボランティアに関する主な論点」<http://homepage3.nifty.com/n-kaz/21c-pre.html> (2007 年 3 月 26 日閲覧)
- 8) 1995 年 2 月実施・神戸市灘区内の避難所とテント村に避難した 216 人を対象とした聞き取りとアンケートにもとづく。

参考文献

明石市役所 (1996) : 『明石市の災害と復興への記録』 pp.24-27
芦屋市役所 (1997) : 『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95～'96』 pp.142-146
渥美公秀「行政と災害ボランティアに関する主な論点」<http://homepage3.nifty.com/n-kaz/21c-pre.html>

[html](#) (2007 年 3 月 26 日閲覧)

石井素介・山崎憲治・生井貞行・内田博幸・岡沢修一 (1996) : 阪神・淡路大震災における人的被害と避難の地域構造, 地理学評論 69A・7, pp.559-578
岩崎信彦・藤井勝・小林和美 (1995) : 「避難所運営のしくみと問題点」神戸大学<震災研究会>編『大震災 100 日の軌跡』神戸新聞総合出版センター, pp.122-134
大橋達也・塩崎賢明・寺川政司・工藤和美 (1995) : 阪神・淡路大震災における非公式避難所<テント村>の形成過程に関する研究 (その 2)－形成経緯における特徴と変遷－「日本建築学会大会学術講演梗概集 1995 年 8 月」p.374
荻野昌弘 (1999) : 「被災者の軌跡－人々は阪神大震災の後どのように移動したか－」安保則夫編『震災・神戸の社会学－被災地へのまなざし－』八千代出版, pp.41-62
柏原士郎・上野淳・森田孝夫編著 (1998) : 『阪神・淡路大震災における避難所の研究』大阪大学出版会
神戸 YWCA (2005) : 『震災 10 年 地域とともに』神戸 YWCA 震災 10 年を考えるプロジェクト, pp.32-39
小島孜 (1995) : 「津知公園避難テント村から一近畿大学復興まちづくり支援チームによる記録－」新建築住宅特集 9505, pp.16-17
塩崎賢明・原田賢使 (1999) : 「被災市街地における自力仮設住宅の建設と居住の実態」神戸大学震災研究会編『大震災 5 年の歳月』神戸新聞総合出版センター, pp.142-164
情報センター (1995) : 「全神戸 (東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区) テント村一覧表」宝塚市役所編 (1997) : 『阪神・淡路大震災－宝塚市の記録 1995－』ぎょうせい, pp.91-94
田村圭司・百々新・ありむら潜 (1996) : こちら神戸市長田区南駒栄テント村－多民族避難所の風景－『詳細 阪神大震災－1995 年 1/17 からの復活－』毎日新聞社, pp.225-250
寺川政司 + 神戸大学住宅復興調査チーム (1995) : 神戸テント村避難者実態調査資料, 住宅建築 1995-10, pp.23-27

寺川政司（1995）：門口テント村が残したもの、住宅建築 1995・10,pp.18-22

寺川政司（1996）：「阪神・淡路大震災におけるテント村の居住環境—その形成過程と居住運動—」都市問題 87・10,pp.55-70

内閣府（2006）：「平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震について（第 61 報）」http://www.bousai.go.jp/kinkyu/041023jishin_niigata/jishin_niigata_61.pdf（2007 年 3 月 25 日閲覧）

西宮市総務局行政資料室（1996）：『1995・1・17 阪神淡路大震災 西宮の記録』pp.109-116

阪神淡路大震災 市民による復興検証会議「インフォーマル避難所「テント村」の変遷からみた震災復興と「下中島公園テント村」の 10 年」<http://www.geocities.jp/sinsaikoe/theme73.htm>（2007 年 3 月 30 日閲覧）

日野謙一（1999）：「災害対策と避難所、避難者」岩崎信彦ほか編『阪神・淡路大震災の社会学』昭和堂,pp.66-78

兵庫県（1996）：『阪神・淡路大震災—兵庫県の 1 年の記録』兵庫県知事公室消防防災課,pp.419-421

兵庫県南部地震川西市災害対策本部（1997）：『阪神・淡路大震災 川西市の記録—私たちは忘れない—』pp.80-85

ポンの会・斎部功・大月敏雄・寺川政司・神戸大学住宅復興調査チーム（1995a）：「特別企画 神戸・テント村からの報告その 1」住宅建築 1995・10,pp.8-27

ポンの会・斎部功・寺川政司・小菅寿美子（1995b）：「特別企画神戸・テント村からの報告その 2」住宅建築 1995・12,pp.8-23

ポンの会・寺川政司・大月敏雄（1996）：「特別企画 神戸・テント村からの報告その 3」住宅建築 1996・2,pp.12-24

森正人（2006）：「ミシェル・ド・セルトー—民衆の描かれえぬ地図—」大城直樹・加藤政洋編著『都市空間の地理学』ミネルヴァ書房,pp.70-84

1995 年 4 月 21 日読売新聞「急増テント村—仮住入れず避難先"脱出"」

2005 年 1 月 3 日神戸新聞「わが街に生きて—震災 10 年 芦屋・津知」

（あいざわ りょうたろう・神戸大学 院）